

令和元年12月20日

保護者の皆様へ

ふたばこども園園長

平成30年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

平成30年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

1号認定 (円)

支給月	4歳以上	3歳	満3歳
4月	223,220	239,280	239,280
5月	222,270	238,330	286,900
6月	223,220	239,280	287,850
7月	223,220	239,280	287,850
8月	223,220	239,280	287,850
9月	223,220	239,280	287,850
10月	222,270	238,330	286,900
11月	222,270	238,330	286,900
12月	222,270	238,330	286,900
1月	222,270	238,330	286,900
2月	222,270	238,330	286,900
3月	230,490	246,550	295,120

(給付対象期間 平成30年4月～平成31年3月)

各月ごとの認定別・年齢別公定価格(1人あたり)

2・3号認定

標準時間 (円)

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	59,670	75,290	126,380	205,980
5月	59,510	75,130	126,220	205,820
6月	59,510	75,130	126,220	205,820
7月	59,490	75,110	126,200	205,800
8月	59,510	75,130	126,220	205,820
9月	59,490	75,110	126,200	205,800
10月	59,510	75,130	126,220	205,820
11月	59,490	75,110	126,200	205,800
12月	59,490	75,110	126,200	205,800
1月	59,490	75,110	126,200	205,800
2月	59,460	75,080	126,170	205,770
3月	74,090	89,710	140,800	220,400

2・3号認定

短時間 (円)

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	52,850	68,470	119,560	199,160
5月	52,690	68,310	119,400	199,000
6月	52,690	68,310	119,400	199,000
7月	52,670	68,290	119,380	198,980
8月	52,690	68,310	119,400	199,000
9月	52,670	68,290	119,380	198,980
10月	52,690	68,310	119,400	199,000
11月	52,670	68,290	119,380	198,980
12月	52,670	68,290	119,380	198,980
1月	52,670	68,290	119,380	198,980
2月	52,640	68,260	119,350	198,950
3月	67,270	82,890	133,980	213,580

(給付対象期間 平成30年4月～平成31年3月)